

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅱ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-4-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4:生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p>		<p>担当 部署名</p>	<p>健康・生活衛生局 生活衛生課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>生活衛生課長 宮腰 奏子</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1</p>	<p>① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)」については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の事業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずること、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる事業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、生活衛生関係営業の業界として物価高騰や人材確保等に対応するため、専門家による各種補助金等の活用支援や経営に関する相談等支援、業種ごとの生活衛生同業組合連合会が実施する価格転嫁の広報等への支援のほか、生活衛生関係営業事業者のデジタル化の支援や収益力向上等に関するセミナーを実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。</p>	<p>2</p>	<p>② 建築物における衛生対策の推進 ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。また、同法では建築物清掃業等8業種について、都道府県知事の登録制度を設けている。 ・ これらの建築物の維持管理を行う事業者のうち、建築物清掃業にあたるビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受け入れを開始した。</p>		
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、物価高騰や人材確保等に対応する必要がある中で、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。</p> <p>・ 建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられている。 ・ 令和6年3月の閣議決定により、令和11年度末までのビルクリーニング分野における1号特定技能外国人の受け入れ見込数は37,000人と設定されているところ、実際の受け入れ状況は令和6年6月時点で4,635人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受け入れを図っていく必要がある。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた事業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げや物価高騰、人材確保等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。</p>				
<p>2</p>	<p>・ 近年、建築物の高層化、深層化、複合化等が急速に進み、大規模化・多様化している。こうした状況の他にも、空調設備や給排水設備の技術革新への対応など、特定建築物の維持管理権限者が維持管理を行うにあたってより複雑で高度な知識・技術が求められるようになっていく。 ・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和6年度は2.34となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度:1.94、平成27年度:2.24、平成28年度:2.64、平成29年度:2.95、平成30年度:3.03、令和元年度:2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10、令和4年度2.65、令和5年度2.46、令和6年度2.34 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。</p>		<p>生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、事業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>建築物衛生に係る専門的知識を有する者を育成し、さらに、ビルクリーニング業における人材不足から生じる問題を緩和することで、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的環境の確保を図る。</p>		<p>公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。</p>			

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	振興計画の業種別認定率 (健康・生活衛生局生活衛生課調べ) (アウトプット)	60%	平成29年度	70%	令和7年度	前年度 (60.5%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	70%	70%	<p>生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。</p> <p>厚生労働大臣が各業の振興等について定める振興指針の内容を踏まえ、組合が具体的な計画として「振興計画」(※)を策定する。振興計画に基づいた事業を実施する生活衛生同業組合が増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者へ安全・安心なサービスを提供する効果が期待できる。</p> <p>このため、衛生水準の維持向上には、生活衛生関係営業の振興が重要であるとともに、計画未作成組合を解消していくことが必要であり、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、氷雪販売業)について認定数を増やし、認定率を上げることが指標とした。</p> <p>※「振興計画」とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに業者者が組織する組合)が作成する、組合員たる業者者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のこと。</p> <p>(参考)認定率の計算方法は4業種の振興計画の策定率(分母:組合数、分子:振興計画を策定している組合数)の平均としている。4業種それぞれの認定率は別紙参照。</p>	<p>近年、振興計画の認定率は60%前後で推移している。このため、認定率が上昇することを目標とし、認定率を70%とすることを目標としている。</p>
						58.6%	58.6%	59.0%	59.0%			
2	日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ) (アウトプット)	14,173件	令和元年度	7,219件以上	令和7年度	15,709件以上	11,774件以上	9,928件以上	4,608件以上	7,219件以上	<p>日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるところ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標値とした。</p> <p>※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。</p> <p>※ 令和7年度の実績に使用する令和6年度実績については、令和6年度上半期時点の実績と前年度の同期間との増加率を用いて、令和6年度通年の見込み件数を使用している。(令和5年度上半期実績:3,901件、令和6年度上半期実績5,999件)</p> <p>(参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件、令和元年度実績:14,173件、令和2年度実績:28,581件</p>	<p>年度情報(2、3、4、5、6)を説明変数xとし、貸付実績(15,831、9,048、8,003、7,562、11,343)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 $y = -1046.2x + 14542 \dots (A)$ (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の貸付実績の予測値として7,219が得られる。</p> <p>※年度情報の6は、令和6年度上半期時点実績の対前年度比を求め、前年度通年実績に乗じて求めた。(左記のとおり)</p> <p>※年度情報の2は、令和2年度貸付実績が新型コロナウイルス感染症の影響により極端な外れ値になっているため、実績をそのまま採用せず、前年度から5年間の実績を回帰分析し用いている。</p>
						9,048件	8,003件	7,562件	10,860件			
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
(1)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	216百万円の内数	272百万円の内数	81百万円の内数	1.3	※					002394	
		210百万円の内数	228百万円の内数									
(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	※	※	※	2	※					002393	
		※	※									
(3)	生活衛生関係営業対策事業費補助金 (平成23年度)	※	※	※	1	※					002396	
		※	※									

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
③	建築物衛生法第12条に基づく都道府県知事による改善命令等の件数(アウトカム) (衛生行政報告例による)	令和元年度から令和5年度までの措置件数 (R5年度:32 R4年度:12 R3年度:16 R2年度:8 R元年度:13)	令和5年度	10件以下	令和7年度	-	-	-	-	10件以下	建築物の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理に関し、基準違反と環境衛生の悪化を示す改善命令等の措置件数が指標として適切であると考えた。 【※本指標は令和7年度から】	過去達成していたものの、令和3年度以降達成できていない「10件以下」を目標と定めた。
4	ビルクリーニング分野1号特定技能外国人の受入れ人数(アウトカム) (出入国在留管理庁報告による)	令和3年度から令和6年6月までの受入実績 (650,1867.35 20,4634)	令和6年度	令和6年度6月時点で推計される受入れ人数予測値から20%増	令和7年度	-	-	-	-	8,617人	国民が生活する建築物内部の公衆衛生を確保するにあたり、ビルクリーニングに従事する人材の不足による諸問題を解消することが必要となる。人材不足の解消に向けたアプローチとしては機械による自動化が挙げられるが、省力化技術として確立されている清掃ロボットの主な使用用途は平面に限られ、ビルクリーニング業は依然として労働集約型産業としての要素が強い。そのため、人手そのものを確保する必要がある。 上記背景から、外国人の人材を確保することが必要となり、その進捗状況を測定する主要な指標としては受入れ人数そのものを用いることが妥当と考えられる。 【※本指標は令和7年度から】	年度情報(3.4,5.25)(※5.25は令和6年6月を指す)を説明変数xとし、特定技能外国人の受入れ人数(650,1867.3520,4634)を目的変数yとして、最小二乗法により次の回帰直線を得た。 $y = -4576 \cdot 1679.7x \dots (A)$ (A)式のxに令和7年度末を意味する7を代入すると、令和7年度末時点の受入れ人数予測値として7181が得られる。この予測値から受入れ人数を20%引き上げることが目標とし、7181×1.2により8617人を目標値として設定した。
5	母国で生活する外国人材に向けたビルクリーニング分野に係るセミナーの開催(アウトプット) (委託事業によるセミナー実施実績による)	外国人材を対象とするセミナーの実施回数(2回)	令和5年度	外国人材を対象とするセミナーを5回実施する	令和7年度	-	-	-	-	5回	特定技能制度は複雑であり、特になじみのない土地で働くことになる外国人にとつての障壁となっている。また、特定技能制度は多くの分野において運用されており、ビルクリーニング分野に魅力を感じてもらうことが人手不足の解消にあたり必須となる。 このことから、外国人材に向けたセミナーを母国の言葉で実施することが有効と考えられるため、主要な指標と合わせてセミナーの実施回数を測定指標として選定した。 【※本指標は令和7年度から】	四半期に1回よりも多く開催することを目標と設定した。
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数					796人	1,965人	3,967人	5,841人		受験者数を一定程度確保することがビルクリーニング分野における外国人材の受入れに繋がることから、参考指標とした。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(4)	建築物環境衛生管理技術者国家試験費(昭和46年度)	※ ※	※ ※	※	3	※					002395	
(5)	生活衛生等関係費(平成4年度)	216百万円の内数 210百万円の内数	272百万円の内数 228百万円の内数	81百万円の内数	1.3	※					002394	
(6)	生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業等)(令和元年度)	※ ※	※ ※	※	-	※					002396	
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期	令和8年度
施策の執行額(千円)		5,179,235			5,658,623			4,790,375				
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		-				-			-			

別紙

指標 1：振興計画の業種別認定率（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（実績）			令和7年度（目標）		
								（分母）	（分子）	認定率	（分母）	（分子）	認定率
興行場業	66.7	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	64.4	45	29	64.4%	45	30	66.7%
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	64.1	64.1	64.1	65.8	38	25	65.8%	38	26	68.4%
旅館業（簡易宿所）	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	4	3	75.0%	4	4	100.0%
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	38.5	30.8	30.8	30.8	13	4	30.8%	13	5	38.5%
4業種平均	60.3	60.1	59.9	60.5	58.6	58.6	59.0	25	15.25	59.0%	100	65	68.4%